

令和 8 (2026) 年度

高根沢町水田農業確立対策室スマート農業推進事業について

農水省が令和元年から取り組んできた「スマート農業実証プロジェクト」等により、幅広くスマート農業機器の有効性が認証されていることから、令和 8 年度は対象機器を拡充し、スマート農業機器の購入補助を実施します。

希望される方は、下記の期限までに申請してください。

記

■ 今までの対象機器のほか

・ 農業用ドローン

・ 直進アシスト田植え機

等も対象

①補助対象者 【変更なし】	地域計画に位置付けられている農業を担う者 (中心経営体＋兼業・小規模農家など) ※補助対象者かどうか不明な場合は、お問合せください。
②補助金額	補助対象経費(税抜)の1/2【変更なし】 補助金上限 30 万円【変更】(昨年度まで 50 万円)
③補助対象機器 【変更】	農林水産省で公表している 「スマート農業技術カタログ」に掲載されている農業機械、 機器等(ソフトウェアを除く) 又は それと同等以上の機能を有する機器等 ※ここで述べる『スマート農業用機器』とは ロボット、AI、IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業 技術により、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減、 農業の経営管理の合理化による農業の生産性の向上の効果が 期待される機械・機器等を指します。
④要件 【追加】	補助金の交付(5年間で1回) 令和8年度から令和12年度に1回限りとなります
⑤申請に 必要なもの	①補助対象機器等の購入に係る見積書の写し ②当該機器等の詳細が分かる資料(カタログ等) ※今までの対象機器の場合、上記②カタログ等の提出不要 水管理システム、環境モニタリングシステム：(株)farmo(ファーム) 後付けの直進自動操舵システム：東京計器(株)、ヤンマーアグリシジャパン(株)

申 請 方 法 等	
●申請期限	令和 8 年 11 月 16 日（月）までに【期限厳守】 ※時間：土日祝日を除く 9：00～17：00 の間
●申請方法	「⑤申請に必要なもの」に記載の資料を持参のうえ、 下記「申請場所」へ<u>直接お越しください</u>。
●申請場所	高根沢町水田農業確立対策室 (高根沢町農業技術センター内) ・住所：高根沢町大字太田 750 番地 1 ・T E L：028-676-1441
●その他	申請時には「氏名・住所・電話番号・補助対象機器等」について、お伺いします。
※申請が予算を超えたときは調整があります。 (調整後に申請した方にお知らせいたします。) ※受付終了後、まだ予算残がある場合は、町ホームページ等で受付する予定です。	

※受付した方を対象に、予算と調整して、申請の手続きに入ります。
(対象の方へ、調整後にお知らせいたします。)

予算の関係で希望に添えない場合もありますので、お早めの受付お願いします。

※受付終了後、まだ予算枠がある場合は、町ホームページ等で随時募集予定です。

【今まで（令和3年度～7年度）の実績等】

対 象 機 器 ①（水管理システム）

■株式会社 farmo（ファーム）

		水位センサー	給水ゲート	
令和3年度	28人	74台	32台	
令和4年度	12人	32台	14台	
令和5年度	8人	40台	19台	
3年間	48人	146台	65台	
				実人数：31人

対 象 機 器 ②（環境モニタリングシステム）

■株式会社 farmo（ファーム）

		ハウス用センサー	
令和4年度	18人	GEタイプ（いちご） 6台、Eタイプ（いちご） 14台 Eタイプ（にら・梨） 7台、Aタイプ（育苗） 9台 通信機 13台 ※36台+通信機 13台	
令和5年度	12人	GFタイプ（トマト） 4台、GEタイプ（いちご） 4台 Fタイプ（トマト） 2台、Eタイプ（いちご） 4台 Cタイプ（にら） 1台、Bタイプ（育苗など） 3台 Aタイプ（育苗） 2台、※20台（通信機内蔵型）	
令和6年度	16人	GEタイプ（いちご） 5台、Bタイプ（育苗など） 1台 Aタイプ（育苗） 2台、※8台（通信機内蔵型） Eタイプ（いちご） 2台、Dタイプ 6台 Bタイプ（育苗など） 2台、Aタイプ（育苗） 10台 ※20台（通信機内蔵型）	
令和7年度	1人	Bタイプ（育苗など） 1台	
4年間	47人	85台	
			実人数：38人

対 象 機 器③（後付の直進自動操舵システム）

■東京計器(株)

■ヤンマーアグリジャパン（株）

		東京計器(株)	ヤンマーアグリジャパン (株)	その他
令和4年度	1人	1台		
令和5年度	5人		5台	
令和6年度	3人		3台	
令和7年度	6人		3台	3台
4年間	15人	1台	11台	3台



【今年度（令和8年度）からの対象機器等】

令和3年度から令和7年度まで

対象機器：実証実験の結果、一定の有効性が確認出来た製品のみ

補助金額：上限 50 万円



令和8年度から：

今までの対象機器のほか、

○農林水産省で公表している

**「スマート農業技術カタログ」に掲載されている農業機械、機器等
(ソフトウェアを除く)**

又は

それと同等以上の機能を有する機器等

○ドローン、直進アシスト田植え機等も対象となります。

補助金額：**上限 30 万円**

補助金の交付（5年間で1回）

令和8年度から令和12年度に1回限りとします。